

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

問 子育て応援課 ☎ 43-9024

- 対象者（申請不要）  
令和5年度中のいづれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当受給者で、令和5年度分の町民税が非課税の方  
※公務員の方は把握ができませんので、子育て応援課まで申し出ください
- その他  
令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の給付対象となつた方は、すでに支給済みです。

「申請不要の対象者」を拡大し速やかに支給

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり5万円）を給付しています。与謝野町では、申請不要の対象者を拡大し速やかに支給します。なお、対象者の方にはご案内を送付いたします。

## 与謝野町行財政経営マネジメントに関する答申を受けました

与謝野町行政改革推進委員会答申

問 企画財政課 ☎ 43-9015



左から山添町長、伊藤会長（画面内）、山添会長代理、佐賀委員

答申の内容や委員会の協議経過は、町ホームページでご覧いただけます。



本答申は、昨年7月に町長から委員会に対し、「第3次与謝野町行政改革大綱実施計画の進捗」「事務事業評価」「与謝野町行財政マネジメントの推進」に対する答申が提出されました。この内容を町民の皆さんにお知らせしていきます。

10月6日～

## 京都府最低賃金が時間額1,008円に改定

10月6日から京都府都府最低賃金は、パートタイムやアルバイト、臨時・嘱託など雇用形態を問わず、京都府内で働くすべての労働者に適用されます。詳しくは、厚生労働省京都労働局ホームページをご確認ください。



厚生労働省  
京都労働局  
ホームページ

- 与謝野町事業者経費高騰緊急支援補助金

## 中小企業者・小規模事業者などの事業継続を支援します

与謝野町では、昨今の世界経済情勢などの影響下で、燃料費および電気料金の高騰により影響を受けている町内事業者の皆さんの事業継続を支援するため、事業に必要な経費の一部を昨年度に引き続き補助金として交付します。  
※ 広報よさの8月号（No.210）に掲載した情報と同様です



### 補助対象者 >>> 以下のいずれかに該当する事業者の方

- 与謝野町に本籍または住所を有する中小企業者または小規模事業者
- 与謝野町商工会に加入しており、町内に事業所を有する中小企業者または小規模事業者
- 与謝野町企業立地促進条例に基づく奨励事業所の指定を受けた事業者

### 対象外事業者

- 農業者
- 税金などの滞納や未納がある事業者

### 補助対象経費・補助率

## 燃料費 および 電気料金

（ガソリン・軽油・ガス・灯油など）

（令和5年4月1日から10月31日までの間に支払いを終えている経費に限る）

### 補助率 10分の3以内

### 補助上限額 20万円もしくは10万円

※ 補助上限額は右の表をご覧ください

※ 補助金算定後、千円未満は切り捨てます

事業者区分	補助金限度額
中小企業者	20万円
小規模事業者	10万円
NPO 法人または 社会福祉法人など	従業員6人以上 従業員5人以下
	20万円 10万円

### 申請受付期間 >>> 12月28日（木）まで

申請書類は町ホームページにあるほか、産業観光課（本庁舎）、加悦庁舎および野田川庁舎の住民税務課住民係にあります。

【申請先・問い合わせ先】 産業観光課 ☎ 43-9012

補助金の詳細ページ  
(町ホームページ)

[https://www.town.yosano.lg.jp/work/commercial-industrial/subsidies-commercial-industrial/entry\\_635/](https://www.town.yosano.lg.jp/work/commercial-industrial/subsidies-commercial-industrial/entry_635/)

